令和８年（フ）第１４８７号
神奈川県藤沢市柄沢564番地の６　グリーンビレッジＦ102
債務者　稲垣　英樹
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２８号
横浜市金沢区釜利谷東４丁目３番26号　グループホーム金沢けやき園
債務者　相川　和万
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３４号
神奈川県大和市林間２丁目１番21号　キャロットⅢ202
債務者　河埜　卓也
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3439番地22、前住所大阪府松原市天美西１丁目12番21号
債務者　奥　　成市
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
奈良県大和高田市礒野南町５番41号　シティロイヤル高田市駅402号室
債務者　久保田　翔
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第８１６号
広島市安佐南区相田２丁目１番26号
債務者　中内　仁美
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３７号
沖縄県沖縄市海邦１丁目20番６号　松ノ美202
債務者　大城　亮真
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１８２号
福島市本内字東井戸神３番地の１ウィンベルコーラス福島102、従前の住所福島市南矢野目字清水前34番地の10ポレスターパークサイド福島306
破産者　池田　長明
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和７年（フ）第６３２号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩489番地
破産者　遠藤　　清
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６８１号
神奈川県秦野市弥生町６番30号　１号棟、住民票上の住所神奈川県秦野市東田原676番地の７
破産者　三上　修史
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４８号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目３番32号
破産者　三塚　　晃
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和７年（フ）第２６４７号
札幌市白石区本通２丁目北７番１―1002号
破産者　松本　　尚
１　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
２　一般調査期日　令和８年10月22日午前11時30分
令和８年８月10日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６６５４号
大阪府豊中市小曽根１丁目10番23―303号
破産者　久須　緑郎
１　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
２　一般調査期日　令和８年10月22日午後１時30分
令和８年８月12日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和７年（フ）第１３０号
宮崎県日向市伊勢ヶ浜117番地
破産者　株式会社Ｅ．ＷＡＬＫ
１　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
２　一般調査期間　令和８年10月21日から令和８年10月28日まで
令和８年８月12日　宮崎地方裁判所延岡支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第１３３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4073番地６
破産者　佐々木　学
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月12日　宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１５９号
宮崎県日向市大字財光寺1206番地
破産者　笠原　賢次
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月12日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１３号
宮崎県日南市南郷町中村乙3949番地13
破産者　泉　　邦明
異議申述期間　令和８年９月25日まで
令和８年８月12日　宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第１１８３号
名古屋市東区白壁３丁目27番８号　ライオンズマンション白壁の丘604号、従前の住所名古屋市東区主税町４―72―１　アーバニア主税町309号
破産者　大成園こと真城昌鎬こと　ＫＩＭ　ＣＨＡＮＧＨＯ金　昌鎬
異議申述期間　令和８年10月５日まで
令和８年８月10日
名古屋地方裁判所民事第２部